小林製薬株式会社

証券コード：4967

あったらいいな®

をカタチにする

第98期

定時株主総会招集ご通知

開催日時　2016年6月29日（水曜日）午前10時
（開場午前9時）

開催場所　大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ
2階「レ・ルミエール」

決議事項

第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役9名選任の件
第3号議案　補欠監査役1名選任の件
第4号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

郵送（書面）またはインターネットによる議決権行使期限
2016年6月28日（火曜日）正午まで

株主の皆様へ



代表取締役社長　小林章浩

株主の皆様方におかれましては、日頃から温かいご支援を賜り厚くお礼申しあげます。
このたびの熊本地震被災地の皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。
さて、第98期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、ご挨拶申しあげます。

当社グループの第98期の業績は、新製品の寄与および国際事業が好調に推移したことに加え、訪日外国人による需要が増加したこともあり、売上高は1,372億円（前期比106.9%）で増収、親会社株主に帰属する当期純利益は134億円（前期比108.2%）となり、18期連続の増益、かつ最高益を達成することができました。

この結果を受けまして、中間配当金と期末配当金を合わせて1株あたり96円（前期比+6円）となり17期連続の増配となります。

本年度、当社グループでは「トップライン（売上高）の成長」を課題としております。この課題に対し「新製品の開発と育成」、「成長事業への投資」、および「新規投資」（新素材・新規事業・M&A）を掲げており、全社一丸となって取り組むことで更なる成長を目指してまいります。

今後も、当社グループは「“あったらいいな”をカタチにする」をブランドスローガンに、今までにない新しい価値のある新製品を提案し、お客様の暮らしをより豊かにしていくことで、企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2016年6月

目次　CONTENTS

■ 第98期定時株主総会招集ご通知 …… 3

■ 株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件 …… 6
第２号議案　取締役９名選任の件 …… 8
第３号議案　補欠監査役１名選任の件 …… 16
第４号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件 …… 17

■ 事業報告

1.当社グループの現況 …… 35
2.会社の現況 …… 45

■ 連結計算書類 …… 53

■ 計算書類 …… 55

■ 監査報告書 …… 57

経営理念

我々は、絶えざる創造と革新によって
新しいものを求め続け、
人と社会に素晴らしい「快」を提供する

ブランドスローガン

あったらいいな®
をカタチにする

小林製薬グループは、お客様も気づいていない必要なものを発見し、「こんなものがあったらいいな」をカタチにして世の中に送り届けることで社会に貢献する開発中心型企業です。
ブランドスローガンである「“あったらいいな”をカタチにする」は、小林製薬グループ全従業員の思いと、小林製薬らしさ、社会やお客様との信頼関係、希望、企業姿勢を一言で表現したものです。

証券コード 4967
2016年6月3日

株　主　各　位

大阪市中央区道修町四丁目４番10号
小林製薬株式会社
代表取締役社長　小　林　章　浩

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　株主様におかれましては、次ページのいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時

2016年6月29日（水曜日）午前10時（開場午前9時）

2. 場　　所

大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ　2階「レ・ルミエール」
（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項　1. 第98期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 第98期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以上

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2016年6月29日（水曜日）午前10時（開場午前9時）

当日ご欠席の場合

郵送（書面）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2016年6月28日（火曜日）正午到着

インターネットによる議決権行使の場合



指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2016年6月28日（火曜日）正午締切

詳細は5ページをご覧ください

法令および定款に基づくインターネット開示事項

1. 【事業報告】の「主要な営業所および工場」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、【連結計算書類】の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、【計算書類】の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」については、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ホームページに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

当社ホームページ：http://www.kobayashi.co.jp　小林製薬　検索

インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使
ウェブサイト
http://www.evote.jp/
にて各議案に対する
賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使期限

2016年6月28日(火曜日)正午

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

議決権行使サイトのご利用方法

1. 議決権行使サイトにアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

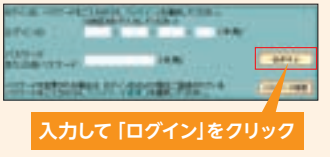

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力

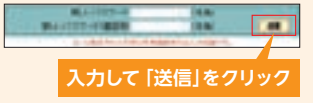

以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
(ヘルプデスク)

0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がございます。

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとしておりますが、今後さらなる海外事業の成長を続けていくうえで、海外連結子会社と決算期を統一することにより、事業運営のグローバル化とそれにともなう経営の効率化を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更することとし、これにともなう所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条～第12条（条文省略）	第１条～第12条（現行どおり）
（基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。	**（基準日）** **第13条**　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年**12**月31日とする。
（招集） 第14条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。	**（招集）** **第14条**　定時株主総会は、毎年**３**月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。
第15条～第40条（条文省略）	第15条～第40条（現行どおり）
（事業年度） 第41条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。	**（事業年度）** **第41条**　当会社の事業年度は、毎年**１**月１日から**同年12**月31日までの１年とする。
第42条　（条文省略）	第42条　（現行どおり）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（剰余金の配当の基準日） 第43条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③（条文省略）	**（剰余金の配当の基準日）** **第43条**　当会社の期末配当の基準日は、毎年**12**月31日とする。 ②当会社の中間配当の基準日は、毎年**6**月30日とする。 ③（現行どおり）
第44条　（条文省略）	第44条　（現行どおり）
（新設）	**附則**
（新設）	**（第99期事業年度の期間）** **第１条　第41条の規定にかかわらず、第99期事業年度は、2016年４月１日から2016年12月31日までの９ヶ月間とする。**
（新設）	**（第99期事業年度の中間配当の基準日）** **第２条　第43条の規定にかかわらず、第99期事業年度の中間配当の基準日は2016年９月30日とする。**
（新設）	**（附則の有効期限）** **第３条　本附則第１条乃至本条は、2016年12月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。**

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任取締役１名を含む取締役９名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席率（出席回数／開催回数）
1	再任	小林（こばやし）　一雅（かずまさ）		代表取締役会長	100% (15回/15回)
2	再任	小林（こばやし）　豊（ゆたか）		代表取締役副会長	100% (15回/15回)
3	再任	小林（こばやし）　章浩（あきひろ）		代表取締役社長	93% (14回/15回)
4	再任	辻野（つじの）　隆志（たかし）		取締役副社長 製品開発・マーケティング統括本部長	100% (15回/15回)
5	再任	山根（やまね）　聡（さとし）		常務取締役 グループ統括本社本部長	100% (15回/15回)
6	再任	堀内（ほりうち）　晋（すすむ）		取締役 営業本部長	100% (15回/15回)
7	再任	辻（つじ）　晴雄（はるお）	社外取締役 独立役員	社外取締役	100% (15回/15回)
8	再任	伊藤（いとう）　邦雄（くにお）	社外取締役 独立役員	社外取締役	100% (15回/15回)
9	新任	佐々木（ささき）かをり	社外取締役 独立役員	—	—

1. 小林（こばやし） 一雅（かずまさ）（1939年９月19日生）

所有する当社の株式の数
105,970株

略歴、当社における地位、担当

1962年３月　当社入社
1966年11月　取締役
1970年11月　常務取締役
1976年12月　代表取締役社長
2004年６月　代表取締役会長（現任）



再　任

重要な兼職の状況

桐灰化学株式会社 代表取締役会長 ／ 公益財団法人小林国際奨学財団 理事長

取締役候補者とした理由
同氏は、1966年に取締役に就任後、1976年から28年間当社代表取締役社長を務め、2004年からは当社代表取締役会長、また取締役会の議長を務めるなど、長きにわたり経営の管理・監督機能を担い、経営全体を牽引しています。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き適任と判断し取締役候補者としました。

2. 小林（こばやし） 豊（ゆたか）（1945年５月28日生）

所有する当社の株式の数
91,786株

略歴、当社における地位、担当

1968年３月　当社入社
1976年12月　取締役
　　海外事業部長
1982年12月　常務取締役
1985年12月　専務取締役
　　商事事業本部長
1992年12月　取締役副社長
1999年６月　代表取締役副社長
2004年６月　代表取締役社長
2013年６月　代表取締役副会長（現任）



再　任

取締役候補者とした理由
同氏は、1976年に当社取締役に就任後、2004年から9年間当社代表取締役社長を務め、2013年からは当社代表取締役副会長として、経営の重要事項の意思決定や業務遂行の監督の役割を果たし、特にグローバル化を支える国際事業部の強化などに尽力するなど、グループ事業全体に精通した豊富な経験と実績を有しております。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き適任と判断し取締役候補者としました。

3. 小林（こばやし） 章浩（あきひろ）（1971年5月13日生）

所有する当社の株式の数
4,632,352株



再　任

略歴、当社における地位、担当

1998年 3 月　当社入社
2001年 6 月　執行役員
　　製造カンパニープレジデント
2004年 6 月　取締役
　　国際営業カンパニープレジデント 兼 マーケティング室長
2007年 6 月　常務取締役
2009年 3 月　専務取締役
　　製品事業統括本部長
2013年 6 月　代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由
同氏は、2013年に当社代表取締役社長に就任以来、製品開発の強化や、社員の意識改革に尽力し、当社グループ全体の将来にわたる企業価値の向上にまい進してまいりました。環境に応じた注力事業の選択と集中や新規事業への投資を積極的に推し進めることにより、経営を着実に進め、当社グループの持続的成長につなげております。この様な変化への挑戦を踏まえて、引き続き適任と判断し取締役候補者としました。

4. 辻野（つじの） 隆志（たかし）（1949年2月21日生）

所有する当社の株式の数
19,047株



再　任

略歴、当社における地位、担当

1972年 4 月　当社入社
1999年 6 月　取締役
2000年 6 月　執行役員
　　研究開発カンパニープレジデント
2004年 6 月　常務執行役員
2006年 6 月　常務取締役
2009年 3 月　薬粧品事業部長
2011年 6 月　専務取締役
2013年 6 月　取締役副社長（現任）
　　10月　製品開発・マーケティング統括本部長（現任）
2015年 3 月　中央研究所長

取締役候補者とした理由
同氏は、取締役として業務執行に関する意思決定や業務遂行の監督の役割を果たし、長年にわたり製品開発・研究部門を担当してきました。消費者の生活環境の変化を的確に捉え、新市場を創造する製品開発を牽引するなど、豊富な業務知識・経験を有しております。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き適任と判断し取締役候補者としました。

5. 山根（やまね） 聡（さとし） （1960年４月16日生）

所有する当社の株式の数
3,736株

略歴、当社における地位、担当

1983年３月　当社入社
2004年３月　執行役員
　　取締役会室長 兼 成長戦略室長
2006年６月　取締役
　　グループ統括本社本部長（現任）
2011年６月　常務取締役（現任）



再　任

取締役候補者とした理由
同氏は、取締役として業務執行に関する意思決定や業務遂行の監督の役割を果たし、長年にわたり本社部門を担当してきました。M＆Ａを含む成長戦略を推し進め、最高財務責任者として経済状況や事業の変化に迅速に対応し、効率的かつ効果的なコーポレートガバナンスの推進に寄与するなど、豊富な業務知識・経験を有しております。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き適任と判断し取締役候補者としました。

6. 堀内（ほりうち） 晋（すすむ） （1957年３月４日生）

所有する当社の株式の数
1,426株

略歴、当社における地位、担当

1979年３月　当社入社
2006年３月　執行役員
　　営業統括部長
2009年３月　常務執行役員
　　営業本部長（現任）
2014年６月　取締役（現任）



再　任

取締役候補者とした理由
同氏は、取締役として業務執行に関する意思決定や業務遂行の監督の役割を果たし、長年にわたり営業部門を担当してきました。変化する流通環境の先を見据えた、顧客視点での販売戦略の立案と実行を推進するなど、豊富な業務知識・経験を有しております。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き適任と判断し取締役候補者としました。

7. 辻（つじ） 晴雄（はるお）（1932年12月６日生）

所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当

1955年３月　早川電機工業株式会社（現シャープ株式会社）入社
1986年６月　同社 取締役社長
1998年６月　同社 相談役
2008年６月　当社 社外取締役（現任）

在任年数

８年（本総会終結時）



再　任
社外取締役
独立役員

社外取締役候補者とした理由
同氏は、企業経営に関する豊富な経験や高い見識を有し、経営の監督機能強化に尽力され、経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言されるなど、当社から独立した立場でステークホルダーの意見を取締役会に反映してきました。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き適任と判断し取締役候補者としました。

（注）1. 同氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
2. 同氏とは、社外取締役就任後、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
社外取締役は、本契約締結後に、社外取締役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする。

8. 伊藤（いとう）　邦雄（くにお）（1951年12月13日生）

所有する当社の株式の数
0株



再　任
社外取締役
独立役員

略歴、当社における地位、担当

1992年 4 月　一橋大学商学部 教授
2002年 8 月　同大学大学院 商学研究科長・商学部長
2004年12月　同大学 副学長・理事
2006年12月　同大学大学院商学研究科 教授
2007年 6 月　当社 独立委員会委員
2013年 6 月　当社 社外取締役（現任）
2015年 1 月　一橋大学CFO教育研究センター長（現任）
4 月　同大学大学院商学研究科 特任教授（現任）

重要な兼職の状況

一橋大学大学院商学研究科 特任教授 ／ 一橋大学CFO教育研究センター長／ 曙ブレーキ工業株式会社 社外取締役 ／ 住友化学株式会社 社外取締役 ／ 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役 ／ 東レ株式会社 社外取締役

在任年数

3年（本総会終結時）

社外取締役候補者とした理由
同氏は、大学教授（会計学・経営学）としての長年の経験や企業の社外役員としての経験を多数有しており、会社の持続的な成長と企業価値の向上の観点から経営の監督機能を果たしています。こうした理由により、職務を適切に遂行いただけるものと判断し取締役候補者としました。

（注）1. 同氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
2. 同氏とは、社外取締役就任後、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
社外取締役は、本契約締結後に、社外取締役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする。

9. 佐々木（ささき）かをり（1959年5月12日生）

所有する当社の株式の数
0株

略歴

1987年７月　株式会社ユニカルインターナショナル　代表取締役社長（現任）
2000年３月　株式会社イー・ウーマン　代表取締役社長（現任）



新　任
社外取締役
独立役員

重要な兼職の状況

株式会社ユニカルインターナショナル　代表取締役社長　／　国際女性ビジネス会議実行委員会　委員長　／　株式会社イー・ウーマン　代表取締役社長　／　東京海上日動火災保険株式会社　社外監査役　／　日本電気株式会社　社外取締役　／　株式会社エージーピー　社外取締役

社外取締役候補者とした理由
同氏は、経営者としての実績・見識に加え、国民生活に関連する行政委員としての活動経験や、他社社外役員を歴任するなど、経験も豊富であります。また、国際女性ビジネス会議を長年にわたり開催し、女性活躍推進の先駆者として活躍されていることから、グローバルかつダイバーシティの視点での企業価値向上に適任と判断し、新任の取締役候補者としました。

（注）1. 同氏は、社外取締役候補者であり、同氏の就任が承認された場合、独立役員となる予定です。
2. 同氏とは、社外取締役就任後、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
社外取締役は、本契約締結後に、社外取締役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする。

取締役の選任と指名に関する方針・手続

取締役会には「業務執行上の意思決定」と「業務執行の監督」という２つの機能が存在することを前提として、前者につきましては各事業における知識や経験、後者においては経営的視点や経験を持つことを重視しております。加えて、女性や外国人という視点だけではなく、その人が持つ価値観も多様性の１つと考えており、当社にはない考えを持つことも重要と考えております。

取締役の選任につきましては経営全般にわたる幅広い知識と見識を備えるという観点で、人材候補を選び、人事指名委員会（社外有識者、社外取締役並びに当社代表取締役等で構成）および取締役会の審議を経て選任されております。

独立社外取締役を選任する際に重視する点

独立社外取締役を選任するに際し、社内取締役や経営陣幹部に対してはっきり意見を述べることができるかを最も重視しております。

また、下記に該当しない者を独立社外取締役とする客観的な基準を設けております。

1.当社の親会社または兄弟会社の業務執行者
2.当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、または当社の主要な取引先・その業務執行者
3.当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
4.過去２年間において１から３までに該当していた者
5.次の（a）から（c）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
(a) １から４までに掲げる者
(b) 当社またはその子会社の業務執行者
(c) 最近において（b）に該当していた者

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

藤津（ふじつ）　康彦（やすひこ）（1972年５月25日生）

所有する当社の株式の数
0株



補欠監査役

略歴、当社における地位

1994年10月　会計士補登録
1999年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会）
濱田松本法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所
2004年５月　University of California, Davis School of Law 法学修士（LL.M.）
９月　Debevoise & Plimpton LLP 勤務
2008年１月　森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士（現任）
６月　当社 補欠監査役（現任）

重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、会計に関する知識が豊富であること、また、弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくことを期待したためであります。

同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、コーポレート・ガバナンスに関する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）同氏とは、社外監査役就任後、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
社外監査役は、本契約締結後に、社外監査役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする。

第４号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、第95期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現行買収防衛策」といいます。）を導入し、2013年に独立委員を１名追加しました。

その後も、当社取締役会は、買収防衛策に関する動向等を勘案しながら現行買収防衛策について検討を進めてまいりました結果、2016年５月20日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行買収防衛策を継続することを決定いたしました（以下、継続後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランにつきましても、当社株式の大規模買付者に対して、十分な情報提供および適切な評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのルールを定めるものであり、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かについての株主の皆様の判断の機会を奪うものではありません。

本プランの内容は、本ページから34ページに記載しておりますが、現行買収防衛策からの変更はありません。

本プランにつきましては、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として監査役全員の同意を得ております。

つきましては、本プランの導入について、株主の皆様にお諮りするものであります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①　基本方針の内容の概要

小林製薬グループは、「我々は、絶えざる創造と革新によって新しいものを求め続け、人と社会に素晴らしい『快』を提供する」という経営理念の下、家庭用品製造販売事業を中心に営んでおります。家庭用品製造販売事業では、常に新市場を創造する製品やサービスの提供により顧客の潜在ニーズを開拓することに努めております。

同時に、人々の健康や命に関わる製品やサービスを提供していることから、より徹底した品質管理の実践にも取り組んでおります。これらはお客様にとっての「健康であること」、「心地よいこと」、「便利であること」等を提供する、いわば“あったらいいな”をカタチにするという精神をもって事業活動を行うものであり、総合健康企業としての当社の使命であると考えております。

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、特定の者の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような当社の株式買付提案に応じるか否かの最終判断は株主の皆様に委ねられるべきものであります。

しかし、株式の大規模な買付のなかには、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様の株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと思われるものも散見されます。

当社が、企業価値の源泉を見失うことなく、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、常に中長期的な視点に立ち、参入している各事業領域でナンバーワンとなる競争力を強化する必要があります。具体的には、競合他社よりも早くお客様に今までになかった価値ある製品やサービスを提供することにより新市場を創造する戦略と、既存事業をより強固にする戦略を同時に遂行することであると考えております。これを当社グループが具現化できる所以は、全社員がブランド憲章（下記）を共有していると同時に、それを実現できる自由闊達でチャレンジできる社風が整っているからだと考えております。

一方、2016年３月31日現在において、別紙４「当社の大株主の状況」の記載内容を含む当社役員およびその関係者によって発行済株式の約42％が保有されております。しかし、当社の大株主は個人株主でもあることから各々の事情に基づき株式を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。また、今後も株式の一層の流動性の向上および株主数の増加を目的とした施策の実施もあり得ることから、その場合にはそれら株主の持株比率が低下する可能性があります。このため今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大規模な買付がなされる可能性を有すると考えております。

これらを考慮し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社に対して下記③a.（a）または（b）に該当する買付け等（取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「大規模買付行為」といいます。）が行われた際に、かかる大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断を行うための時間と情報を確保するとともに、株主の皆様に経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくことを可能とするため、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決定いたしました（以下当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

②　基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は企業価値向上に全社員が取り組むべくブランド憲章を策定しており、その内容は以下のとおりです。

私たちは、日々変化し進化するお客様のニーズを解決するだけでは満足しません。
お客様も気づいていない必要なものを発見し、「こんなものがあったらいいな」をカタチにして、一刻も早く送り届けます。
お客様の立場で開発した製品やサービスが、社会の信頼、お客様の期待を裏切ることのない品質を私たちは追求します。
暮らしの中の発見から生まれた喜びが、いつしか世界にも広がることを夢見て。
私たちはお客様と深く関わり合い、今までになかった満足を提供することによって社会に貢献する開発中心型企業です。

このように、当社グループはお客様の「“あったらいいな”をカタチにする」をコーポレートブランドスローガンに掲げ、毎期、お客様に新しい価値を提供する新製品に関して業界内では類を見ない発売数を誇っております。また、各製品のコンセプトを明確にし、お客様に製品の特徴を容易に理解いただくため、わかりやすいマーケティングを実践しているのも当社の大きな特徴です。これらの施策を継続、徹底することにより業績拡大、企業価値向上が実現できるものと考えております。

当社は企業価値の最大化を実現するためには株主価値を高めることが課題であると認識し、このため迅速かつ正確な情報開示と、経営の透明性の向上に努めるため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。具体的には、社長および執行役員が経営の執行にあたる一方で、会長を議長とする取締役会が経営の監督機能を担うという体制を整備し、さらには社外取締役と社外監査役を選任することで監督機能を強化しております。

また、当社グループでは、経営陣に対して現場の生の声を直接伝える場を積極的に設ける等、誰に対しても意見が言える非常に風通しの良い社風を持ち合わせております。この社風を維持、発展させることも有効なコーポレート・ガバナンスの手段であると考えております。

当社は、上記のような企業価値向上に向けたさまざまな取組みが株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの皆様の利益に繋がるものと確信しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プランの内容）の概要

a．対象となる大規模買付行為

大規模買付行為とは、次の（a）または（b）に該当する買付行為を指します。

(a) 当社が発行者である株券等（注１）について、保有者（注２）の株券等保有割合（注３）が20%以上となる買付け等（注４）

(b) 当社が発行者である株券等（注５）について、公開買付け（注６）にかかる株券等の株券等所有割合（注７）およびその特別関係者（注８）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注１　金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。

注２　金融商品取引法第27条の23第１項に定義される保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本プランにおいて同じとします。

注３　金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本プランにおいて同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の２第７項に定義される特別関係者、ならびに（ⅱ）大規模買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は、大規模買付者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照できるものとします。
注４　金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。本プランにおいて同じとします。
注５　金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。本プランにおいて同じとします。
注６　金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本プランにおいて同じとします。
注７　金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本プランにおいて同じとします。
注８　金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本プランにおいて同じとします。

b．本プランに定める手続き

(a) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、取締役会が友好的な買付け等であると認めた場合を除き、まず、代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、本プランに従う旨の「意向表明書」を当社所定の書式により提出していただきます。

次に、取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを交付し、本必要情報の提供を求めます。提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

①大規模買付者およびそのグループ（大規模買付行為に関し大規模買付者と意思の連絡のある者（共同保有者（注９）、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。））の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、株券等の所有状況および取引状況、当該大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細およびその結果、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）

②大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の価額・種類、買付予定の株券等の数および買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性に関する情報等を含みます。）

③大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定の経緯、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容の詳細、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、同資金に関し大規模買付者の有する当社株券等その他の資産等への担保権設定の状況、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用およびそれらを具体的に実現するための施策等当社の持続的かつ継続的な企業価値向上のための施策およびそれにより企業価値が向上される根拠

⑥大規模買付行為完了後における当社および当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域関係者その他の当社および当社グループの利害関係者に対する対応方針

⑦当社の他の株主との間に利益相反が生ずる場合、それを回避するための具体的施策

⑧その他取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

注９　金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本プランにおいて同じとします。

なお、取締役会は、意向表明書が提出された事実および取締役会に提供された本必要情報のうち、株主の皆様の判断のために必要であると認められる事項を、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(b)　独立委員会の設置

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会または取締役によって恣意的な判断がなされることを防止するため、別紙１「独立委員会規則」に従い、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、および社外有識者（注10）のなかから選任します。現在の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙３「独立委員会委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。

注10　社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、大規模買付者より本必要情報の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に送付します。

本プランにおいては、下記③c.（a）のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記③c.（b）のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動する場合がある、という形で対抗措置発動に係る客観的な要件を設定しておりますが、下記③c.（a）に記載のとおりの例外的対応をとる場合、ならびに下記③c.（b）に記載のとおりの対抗措置を発動する場合には、取締役会は、取締役会の判断の合理性を担保するため、独立委員会に諮問することとします。

独立委員会は、「独立委員会規則」に定められた手続きに従い、大規模買付者の買付内容につき評価、検討し、取締役会に対する勧告を行います。取締役会はその勧告を最大限尊重し、上記対抗措置の発動または不発動等に関する決議を速やかに行うものとします。取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに情報開示を行うものとします。

(c) 取締役会による評価期間

大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、取締役会は、取締役会による評価・検討、大規模買付者との交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として、当該買付の内容に応じて下記ⅰまたはⅱの期間を設定します。大規模買付行為は、大規模買付者が取締役会に対して本必要情報の提供を完了し、評価期間が経過し、取締役会が必要と判断した場合には、③b.（d）の株主意思確認手続を経た後にのみ開始されるものとします。

ⅰ 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる株式の買付の場合は60日間

ⅱ その他の買付の場合は90日間

ただし、取締役会は、上記ⅰまたはⅱの評価期間の延長が必要と判断した場合は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で必要に応じて評価期間を最大30日間延長できるものとします。

評価期間中、取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価、検討します。また、取締役会は必要に応じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者との間で条件改善について交渉を行うこと、あるいは、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、適切な時点でその旨および評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を適切な時点で開示します。

(d) 株主意思確認手続

取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けた上で、大規模買付行為に対し、対抗措置発動の可否またはその条件について株主の皆様に判断していただくこともできるものとします。

株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会またはそれに類する手続き（以下「株主意思確認手続」といいます。）による決議によるものとします。取締役会は、株主意思確認手続を開催する場合には、株主意思確認手続の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。

なお、取締役会は、株主意思確認手続において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するにあたっては、本基準日の２週間前までには当社定款に定める方法によって公告するものとします。

①株主意思確認手続において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。

②株主意思確認手続による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を株主意思確認手続の２週間前の日までに発送します。

取締役会は、株主意思確認手続にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、株主意思確認手続の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または株主意思確認手続の延期もしくは中止をすることができるものとします。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(a) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付行為が次の①から⑦までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると取締役会または株主意思確認手続において判断したときに、取締役会は、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗するものとします。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙２「新株予約権概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、特定株主グループ（注11）に属する者（以下「非適格者」といいます。）でないことを新株予約権の行使条件または取得条件とする、新株予約権の譲渡を自由とする等、対抗措置としての効果および株主の皆様の投下資本回収の便宜等を勘案した変更を行うことがあります。

注11（ⅰ）大規模買付者が上記③ａ．(a)の大規模買付行為を行う者である場合は、保有者の株券等保有割合が20％以上の場合の保有者およびその共同保有者を、（ⅱ）大規模買付者が上記③ａ．(b)の大規模買付行為を行う者である場合は、大規模買付者およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上の場合の大規模買付者およびその特別関係者をいいます。

なお、対抗措置を発動する際の判断の客観性および合理性を担保するため、取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、大規模買付行為が株主の皆様の全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重した上で判断します。

①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を当社関係者に引き取らせることを目的とする場合

②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行うことを目的とする場合

③会社経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする場合

④会社経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをすることを目的とする場合

⑤最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことを目的とする場合（いわゆる強圧的二段階買収）

⑥大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性、大規模買付行為の後の経営方針・事業計画、および大規模買付行為の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なものであると合理的な根拠を持って判断できる場合

⑦当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な侵害をもたらすおそれがある大規模買付行為である場合

(b) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者により、本プランに定める手続きが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する場合があります。取締役会は、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、対抗措置の発動の適否、発動する場合の対抗措置の内容について、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重し決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙２「新株予約権概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、非適格者でないことを新株予約権の行使条件または取得条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および条件等を設けることがあります。

(c) 対抗措置発動の中止・変更について

大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと取締役会が判断した場合には、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動を中止または変更することができるものとします。例えば、当社が大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合においては、次のとおり、対抗措置発動を中止または変更することができるものとします。

①新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当てを中止する。

②新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の中止または変更を行う場合は、取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行うものとします。

d. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響等

本プランは、上記ａ．にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは取締役会が代替案を提示するために、必要な情報や時間を確保すること等を可能とすることを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、ひいては株主の皆様全体の利益を確保・向上させることにつながるものと考えております。

なお、上記ｃ．において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動自体は行われません。従って、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(3) 本プランに定める対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、場合によっては株主意思確認手続を行った上で、法令または当社定款により認められている対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組み上株主の皆様（本プランに定める手続きに違反した大規模買付者、および、本プランに定める手続きを遵守した場合であったとしても、大規模買付行為が上記③c.(a)の①から⑦までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると取締役会または株主意思確認手続において判断した場合の大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。取締役会または株主意思確認手続において具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、取締役会において、対抗措置として新株予約権の無償割当てが決議された場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、原則としてその保有する株式１株につき１個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記③d.(4)(a)において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化されることになります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、取締役会が新株予約権の無償割当ての中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択した場合に株主の皆様に必要となる手続き

(a) 新株予約権行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、新株予約権１個当たり、金１円以上で取締役会において定める価額を払込取扱場所に払い込んでいただきます。

(b) 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することがあります。新株予約権の取得と引換えに株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

e. 本プランの有効期間、継続と廃止および変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様の承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は2019年３月31日までに開催される第101期定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに３年間延長されるものとします。取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能です。

また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（2016年５月20日以降本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、ならびに変更等の場合には変更等の内容その他取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

④　取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは、以下の理由から、上記の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

a. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿っております。

b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

c. 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

取締役の任期は１年となっていますので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、対抗措置の発動にあたっては、株主意思の確認が行われる場合もありますし、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

d. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

e. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、「独立委員会規則」に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

f. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

別紙１

独立委員会規則

１．独立委員会は取締役会の決議により設置される。
２．独立委員会の委員は、３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者のなかから、取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。
３．独立委員会委員の任期は、2019年３月31日までに開催される第101期定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
４．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または不発動等に関する決議を行う。
　なお、独立委員会の各委員および各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
　①　本プランの対象となる大規模買付行為への該当性
　②　取締役会の評価期間の延長
　③　対抗措置の発動または不発動
　④　対抗措置の中止または変更
　⑤　本プランの廃止または変更
　⑥　その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
５．上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
　①　大規模買付者および取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
　②　大規模買付行為の内容の精査・検討
　③　取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
　④　その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
　⑤　取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

6．独立委員会は、意向表明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、取締役会を通して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大規模買付者から意向表明書および取締役会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
7．独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8．独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
9．各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10．独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

別紙２

新株予約権概要

１．新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
　取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を割当てる。
２．新株予約権の目的となる株式の種類および数
　新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、原則新株予約権１個につき１株とする。授権枠の範囲内で１株を超える数を定めることができるものとする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
３．発行する新株予約権の総数
　新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
４．新株予約権の発行価額
　無償とする。
５．各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
　各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は１円以上で取締役会が定める額とする。
６．新株予約権の譲渡制限
　新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
７．新株予約権の行使条件
　非適格者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定めるものとする。
８．新株予約権の行使期間等
　新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。

以　上

別紙３

独立委員会委員の氏名・略歴

黒田 章裕　（くろだ あきひろ）

1972年	慶應義塾大学経済学部卒業
	コクヨ株式会社入社
1977年	同社取締役
1981年	同社常務取締役
1985年	同社専務取締役
1987年	同社代表取締役副社長
1989年	同社代表取締役社長
2011年	同社代表取締役社長執行役員
2015年	同社代表取締役会長（現任）

高原 豪久　（たかはら たかひさ）

1986年	成城大学経済学部卒業
	株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
1991年	ユニ・チャーム株式会社入社
1995年	同社取締役
1997年	同社常務取締役
2001年	同社代表取締役社長
2004年	同社代表取締役社長執行役員（現任）

鳥飼 重和　（とりかい しげかず）

1970年	中央大学法学部卒業
1990年	司法研修所修了
	弁護士登録
	鈴木秀雄（卓之輔）法律事務所入所
1991年	多賀健次郎法律事務所入所
1994年	鳥飼経営法律事務所（現鳥飼総合法律事務所）代表弁護士（現任）

松山 遥　（まつやま はるか）

1993年	東京大学法学部卒業
1995年	東京地方裁判所判事補任官
2000年	弁護士登録
	日比谷パーク法律事務所入所
2002年	日比谷パーク法律事務所パートナー（現任）
2012年	株式会社バイテック社外監査役
2013年	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス社外取締役（現任）
2014年	三井物産株式会社社外監査役（現任）
	株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャルグループ社外取締役（現任）
2015年	株式会社バイテックホールディングス社外取締役（現任）

以　上

別紙４

当社の大株主の状況

2016年３月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

株　主　名	持　株　数（千株）	持　株　比　率（%）
小　林　　章　浩	4,632	11.5%
公益財団法人　小林国際奨学財団	3,000	7.5%
井　植　　由　佳　子	2,583	6.4%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505223	2,525	6.3%
渡　部　　育　子	1,264	3.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,123	2.8%
有限会社　鵬	1,089	2.7%
株式会社　フォーラム	1,035	2.6%
宮　田　　彰　久	1,018	2.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,011	2.5%

（注）１．当社は、自己株式を2,358,313株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
　　２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以　上

1．当社グループの現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当期のわが国の経済は、政府による景気対策の継続などにより回復基調が見られるものの、2014年４月の消費税増税や物価上昇などの影響により個人消費は低調な状況が続いています。

そうした状況の中で、当社グループは、「“あったらいいな” をカタチにする」をブランドスローガンに、お客様のニーズを満たす新製品の発売や、既存製品の育成、今後の成長事業への投資に努めてまいりました。

その結果、売上高は137,211百万円（前期比106.9%）、営業利益は18,260百万円（同101.9%）、経常利益は17,949百万円（同95.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,466百万円（同108.2%）となりました。

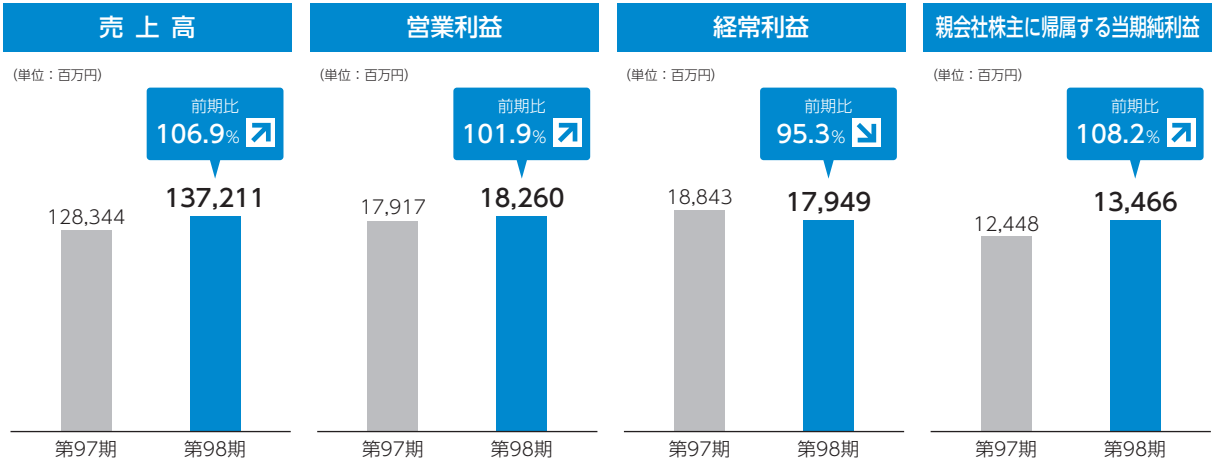

② 主要な事業内容（2016年3月31日現在）

事業セグメント（注）	事業の内容
国内家庭用品製造販売事業	●薬粧品  ●日用品  ●スキンケア  ●カイロ 
海外家庭用品製造販売事業	
通信販売事業	
その他事業	運送業、合成樹脂容器の製造・販売、保険代理業、広告企画制作等

（注）今期より事業セグメントが変更になり、家庭用品製造販売事業は国内・国外で別記となりました。

■事業セグメント別売上高構成比（連結）

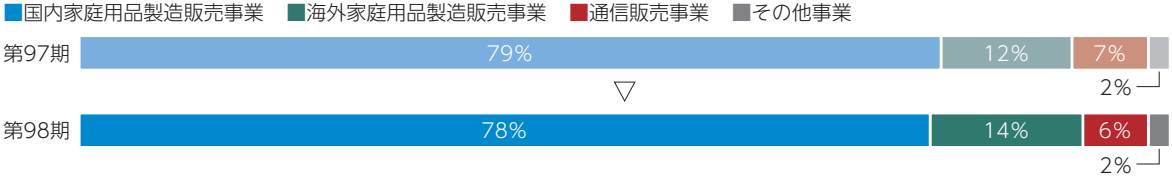

（注）売上高構成比は、内部売上高を控除して計算しております。

国内家庭用品製造販売事業 — 78%

売上高構成比



売　上　高

(単位：百万円)

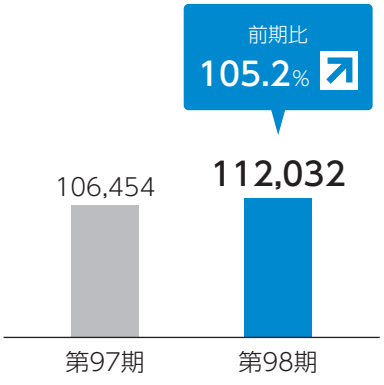

営　業　利　益

(単位：百万円)

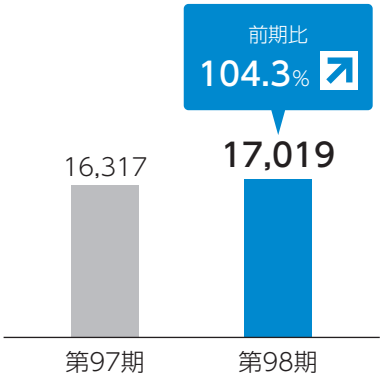

経　常　利　益

(単位：百万円)

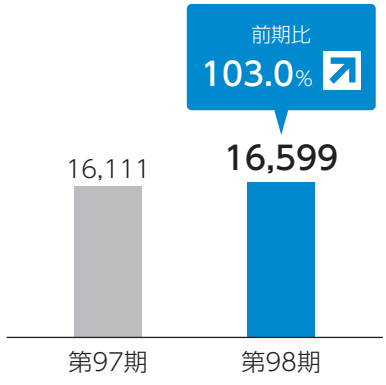

□売上高構成比

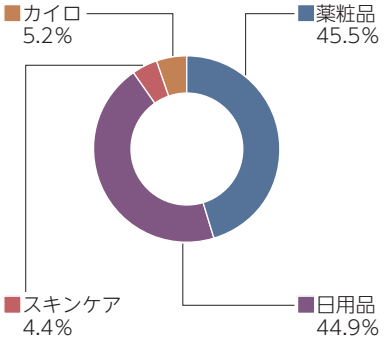

□売上高の内訳

(単位：百万円)

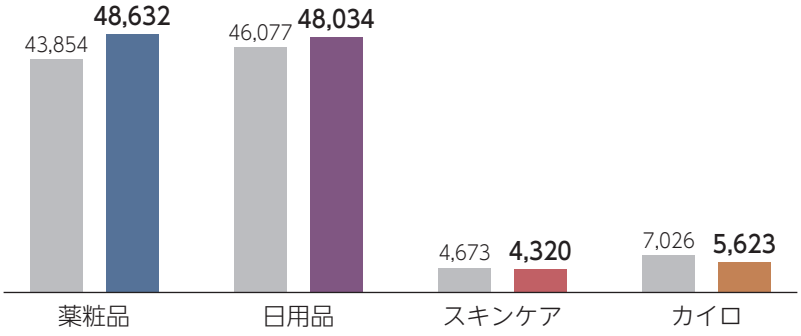

■…比較情報として第97期の売上高を記載しております。

当事業では、当期において春に14品目、秋に14品目、合計28品目の新製品を発売いたしました。

なかでも、5,000mgの有効成分配合の肥満症対策薬「ナイシトールZ（ゼット）」や乾燥肌治療薬「Saiki（さいき）」、歯槽膿漏予防ハミガキ「生葉EX（イーエックス）」、栄養補助食品「ナットウキナーゼEX（イーエックス）」、若い女性向けの車用芳香消臭剤「Sawaday PINKPINK for CAR（サワデー　ピンクピンク　フォー　カー）」、厳選香りオイルを使った上質な香りのホームフレグランス「Sawaday（サワデー）　香るStick（スティック）　パルファム」、華やかな香りとデザインのトイレ用芳香消臭剤「Sawaday PINKPINK for TOILET（サワデー　ピンクピンク　フォー　トイレット）」などが売上に貢献しました。

既存品の薬粧品では洗眼薬「アイボン」や女性用保健薬「命の母」、外用消炎鎮痛剤「アンメルツ」、液体絆創膏「サカムケア」、歯間清掃具「糸ようじ」「やわらか歯間ブラシ」が、日用品では額用冷却シート「熱さまシート」や水洗トイレ用芳香洗浄剤「ブルーレット」が、スキンケアではしみ対策のスキンケアシリーズ「ケシミン」や薬用ローション「オードムーゲ」などが好調に推移しました。



ナイシトールZ



さいき



生葉 EX



ナットウキナーゼ EX



Sawaday 香る Stick
パルファム



Sawaday PINKPINK
for TOILET

海外家庭用品製造販売事業

売上高構成比 14%



当事業では、米国・中国・東南アジアを中心に、カイロや額用冷却シート「熱さまシート」、外用消炎鎮痛剤「アンメルツ」などを販売しており、広告や販売促進など積極的に投資することで、売上拡大に努めました。

売上高

(単位：百万円)

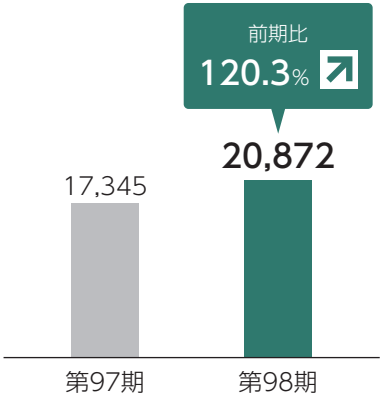

営業利益

(単位：百万円)

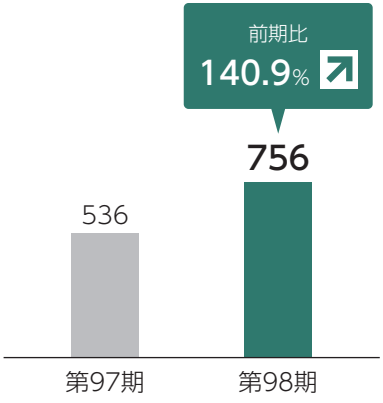

経常利益

(単位：百万円)

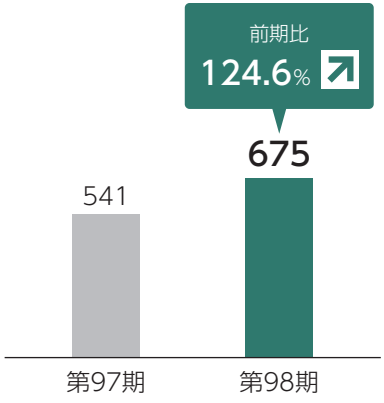

シンガポールの熱さまシート
〔クールフィーバー〕



香港のアンメルツ
〔安美露〕

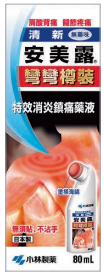

米国のカイロ
〔ホットハンズ〕



通信販売事業

売上高構成比 6%



当事業では、栄養補助食品、スキンケア製品等の通信販売を行っており、広告やダイレクトメールを中心とした販売促進による新規顧客の開拓と既存顧客への購入促進に努めました。

売上高

(単位：百万円)

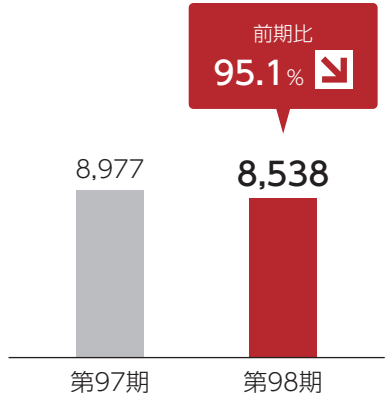

営業利益

(単位：百万円)

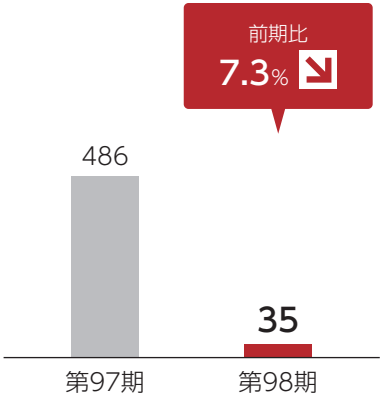

経常利益

(単位：百万円)

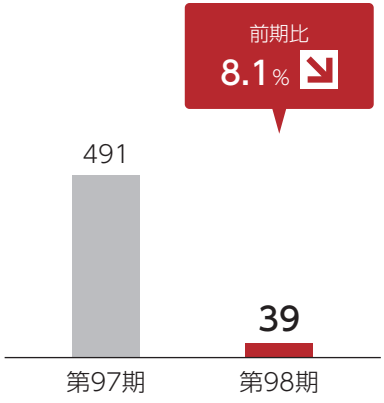

スリム杜仲粒



ヒフミド エッセンス ミルク



EDICARE



ブルーベリー＆メグスリノ木 EX



③　設備投資の状況

当期実施いたしました設備投資は、工場新設、生産設備や金型の購入等で、総額は3,457百万円となりました。

④　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2015年11月2日付で、持分法適用会社である株式会社メディコンの当社保有株式（発行済株式全体の50%）全てを株式会社メディコンに譲渡しました。これにより、株式会社メディコンは当社持分法適用関連会社から除外しております。

(2) 財産および損益の状況

	第95期 (2013年３月期)	第96期 (2014年３月期)	第97期 (2015年３月期)	第98期 (2016年３月期)
売上高（百万円）	121,532	127,293	128,344	137,211
営業利益（百万円）	16,903	18,122	17,917	18,260
経常利益（百万円）	18,677	18,769	18,843	17,949
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	12,176	12,307	12,448	13,466
１株当たり当期純利益（円）	297.37	300.55	305.46	331.11
純資産（百万円）	114,872	126,953	139,611	142,023
総資産（百万円）	157,106	170,919	186,331	188,997

（注）１．１株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均株式総数に基づき算出しております。
２．売上高には消費税等は含まれておりません。

■ 売上高

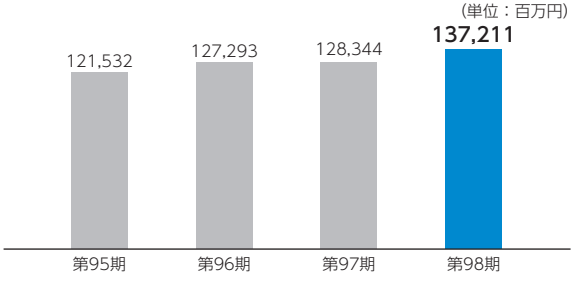

■ 営業利益

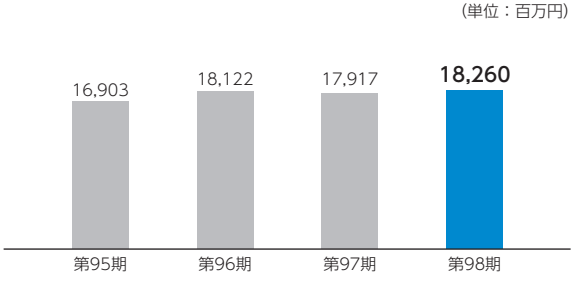

■ 経常利益

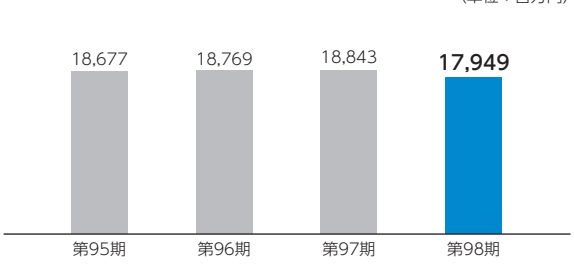

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

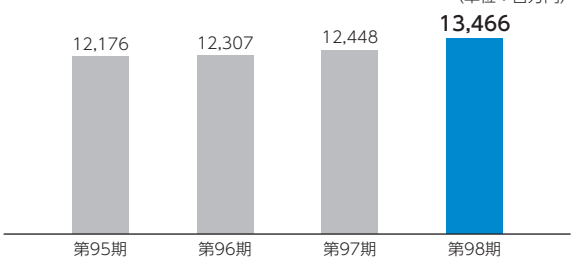

(3) 対処すべき課題

今後の当社の主な課題は、トップライン（売上）の成長です。トップラインを成長させることが、利益成長および企業価値向上につながると考えるからです。そのためには、お客様視点に立ち、こだわり抜いた新製品の開発と育成を全部門あげて更にレベルアップさせていくことが不可欠です。

具体的には、今春、血行促進成分を配合した外用消炎鎮痛剤「アンメルツNEO（ネオ）」、背中のブツブツ治療薬「セナキュア」、スタイリッシュな芳香消臭剤「お部屋の消臭元パルファム」など15品の新製品を発売し、新たな需要喚起を図るとともに既存製品の育成に努めてまいります。加えて、スキンケア事業に注力し、しみ対策のスキンケアシリーズ「ケシミン」や薬用ローション「オードムーゲ」を中心に売上拡大を目指します。

海外においては、米国・中国・東南アジアを中心に、カイロ、額用冷却シート「熱さまシート」、外用消炎鎮痛剤「アンメルツ」が順調に売上を伸ばしており、これら製品の更なる拡大を目指すとともに、各国のニーズに合わせた新製品の開発にも取り組んでまいります。

上記のほか、トップラインの成長を加速させるため、M&A、新規事業、研究開発への積極的な投資も行ってまいります。

また、コーポレートガバナンスの重要性がますます高まるなか、当社では独立社外取締役の複数名の選任、人事指名委員会や報酬諮問委員会の設置など、コーポレートガバナンス向上の取り組みを行ってまいりました。今後も引き続き、取締役会の更なる活性化など、より一層の強化を図ってまいります。

（4）重要な子会社の状況

①　重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
富山小林製薬株式会社	百万円 100	% 100.0	医薬品等の製造
桐灰化学株式会社	49	100.0	カイロ等の販売
仙台小林製薬株式会社	200	100.0	芳香・消臭剤等の製造
桐灰小林製薬株式会社	49	100.0	カイロ等の製造
愛媛小林製薬株式会社	77	100.0	衛生雑貨品等の製造
小林製薬プラックス株式会社	95	100.0	合成樹脂加工品の製造
コバヤシ　ヘルスケア　インターナショナル　インコーポレーティッド	米ドル 6,200	100.0	米国の家庭用品製造販売事業の持株会社
上海小林日化有限公司	中国元 160,326,485	100.0	日用品等の製造・販売
合肥小林日用品有限公司	58,661,780	100.0	日用品等の製造
小林製薬（香港）有限公司	香港ドル 1,570,000	100.0	日用品等の販売

2. 会 社 の 現 況

(1) 株式の状況（2016年３月31日現在）

① **発行可能株式総数** 170,100,000株
② **発行済株式の総数** 42,525,000株
③ **株主数** 10,990名
④ **大株主（上位10名）**

株　　主　　名	持 株 数（千株）	持 株 比 率（%）
小 林　　章 浩	4,632	11.5%
公益財団法人　小林国際奨学財団	3,000	7.5%
井 植　　由 佳 子	2,583	6.4%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505223	2,525	6.3%
渡 部　　育 子	1,264	3.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,123	2.8%
有限会社　鵬	1,089	2.7%
株式会社　フォーラム	1,035	2.6%
宮 田　　彰 久	1,018	2.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,011	2.5%

（注）１．当社は、自己株式を2,358,313株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況

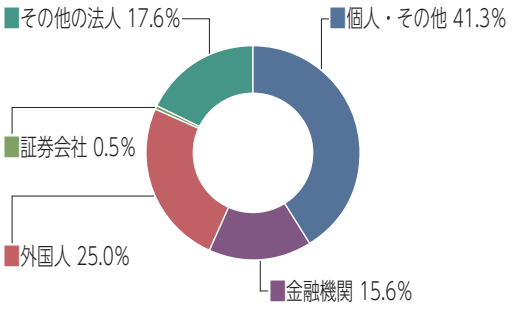

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2016年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	小林 一雅		桐灰化学株式会社 代表取締役会長、公益財団法人小林国際奨学財団 理事長
代表取締役副会長	小林 豊		
代表取締役社長	小林 章浩		
取締役副社長	辻野 隆志	製品開発・マーケティング統括本部長兼中央研究所長	
常務取締役	山根 聡	グループ統括本社本部長	
取締役	堀内 晋	営業本部長	
社外取締役	辻 晴雄		
社外取締役	伊藤 邦雄		一橋大学大学院商学研究科 特任教授、一橋大学ＣＦＯ教育研究センター長、曙ブレーキ工業株式会社 社外取締役、住友化学株式会社 社外取締役、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 社外取締役、東レ株式会社 社外取締役

（注）１．当社は執行役員制度を導入しており、取締役の小林 章浩、辻野 隆志、山根 聡、堀内 晋の４名は執行役員を兼務しております。この他、2016年3月31日現在の執行役員は、山本 英嗣、難波 俊夫、西岡 哲志、田中 健一郎、宮西 一仁、綾部 直樹、大脇 藤人、森谷 邦男の８名が在任しております。

２．取締役 辻 晴雄氏および、取締役 伊藤 邦雄氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

３．取締役 辻 晴雄氏および、取締役 伊藤 邦雄氏とは、社外取締役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任につきまして、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする契約を締結しております。

② **監査役の状況**（2016年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	重　要　な　兼　職　の　状　況
常勤監査役	後藤　寛	
常勤監査役	香月一幸	
社外監査役	酒井竜児	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 東京エレクトロン株式会社 社外監査役
社外監査役	八田陽子	国際基督教大学 監事

（注）１．監査役 八田 陽子氏は、過去、税理士法人で業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
２．監査役 後藤 寛および、監査役 香月 一幸とは、監査役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任につきまして、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする契約を締結しております。
３．監査役 酒井 竜児氏および、監査役 八田 陽子氏とは、社外監査役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任につきまして、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする契約を締結しております。
４．監査役 平岡 正啓および、監査役 林 浩志氏につきましては、2015年６月26日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	支 給 額（百万円）
取　　締　　役 （うち社外取締役）	8 （ 2 ）	647 （ 39 ）
監　　査　　役 （うち社外監査役）	6 （ 3 ）	57 （ 15 ）
合　　計	14	705

（注）1．当社取締役は、上記支給額以外に使用人としての給与の支給を受けておりません。
2．上記支給額には、取締役6名（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての報酬等の金額1百万円を含めております。
3．取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第97期定時株主総会において、年額９億円以内（うち社外取締役分１億円以内）と決議されております。
4．監査役の報酬限度額は、2009年６月26日開催の第91期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議されております。

取締役の報酬の決定に関する方針・手続

当社の取締役の報酬の決定につきましては、業績向上、担当職務における成果責任達成への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績および担当職務における成果を評価して報酬額に連動させております。

また、ストックオプション等中長期的な成果と連動する制度を導入しております。

上記評価に基づいた報酬の妥当性について、報酬諮問委員会（社外有識者、社外取締役並びに当社代表取締役等で構成）において協議し、協議結果を取締役会に付議しております。

④ 社外役員に関する事項

ａ．重要な兼職先と当社との関係

会社における地位	氏　名	重　要　な　兼　職　先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
社外取締役	辻　　晴雄			
社外取締役	伊藤邦雄	一橋大学大学院商学研究科	特任教授	特記事項なし
		一橋大学ＣＦＯ教育研究センター	センター長	特記事項なし
		曙ブレーキ工業株式会社	社外取締役	特記事項なし
		住友化学株式会社	社外取締役	特記事項なし
		株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	社外取締役	特記事項なし
		東レ株式会社	社外取締役	特記事項なし
社外監査役	酒井竜児	長島・大野・常松法律事務所	パートナー弁護士	あり(注)
		東京エレクトロン株式会社	社外監査役	特記事項なし
社外監査役	八田陽子	国際基督教大学	監事	特記事項なし

（注）　社外監査役 酒井 竜児氏は長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士として弁護士業を兼職しており、当社は同事務所に対して法的助言業務を委託しておりますが、酒井竜児氏は当社からの委託業務を担当しておりません。

b．当期における主な活動状況

会社における地位	氏　名	取締役会 出席回数 出席率	監査役会 出席回数 出席率	発言状況
社外取締役	辻　晴雄	15回中15回 100%	–	取締役会において、企業経営に関する豊富な経験に基づき、議案審議等で積極的な発言を行っております。
社外取締役	伊藤邦雄	15回中15回 100%	–	大学教授（会計学・経営学）としての長年の経験および企業の社外役員としての経験に基づき、議案審議等で積極的な発言を行っております。
社外監査役	酒井竜児	15回中15回 100%	14回中14回 100%	弁護士としての法的見地から、議案審議等で積極的な発言を行っております。
社外監査役	八田陽子	11回中11回 100%	10回中10回 100%	長年、税理士法人で業務に従事した経験に基づき、議案審議等で積極的な発言を行っております。

（注）　社外監査役 八田 陽子氏につきましては、2015年６月26日の就任からの状況を記載しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区　　分	支　払　額（百万円）
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	67
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68

（注）1．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
　当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2．在外連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っております。
3．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である海外決算業務の早期化の助言業務等を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人について会社法第340条第１項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。

また監査役会は、会計監査人についてその他の理由により独立性の維持ができず、監査の公正さや適切な監査品質を担保できない等、当社の監査業務に重大な支障をきたす恐れがあると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

⑤　過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要は以下のとおりです。

処分の対象者

新日本有限責任監査法人

処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月　（2016年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

処分理由

・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため

・運営が著しく不当と認められたため

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への利益還元を重要な経営政策の一つと位置づけ、キャッシュ・フローの創出による企業価値の向上に努めています。そのために健全な経営体質の維持と高い成長が見込める事業に積極的な投資を図りながら、安定的な配当を基本に連結業績を反映することにより、株主様への利益還元を向上させていく考えであります。

■ 配当金の推移

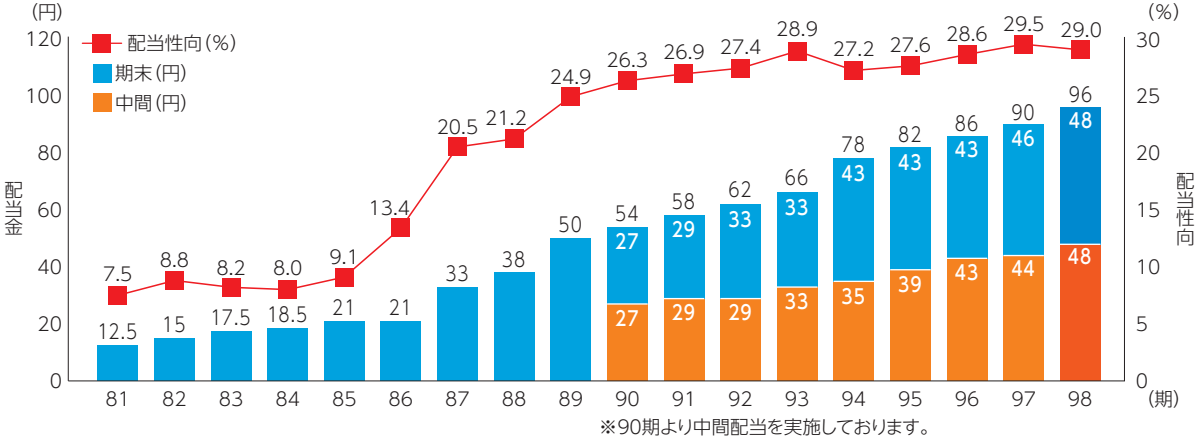

※90期より中間配当を実施しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2016年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	第98期	第97期（ご参考）
（資産の部）		
流動資産	**120,347**	**115,990**
現金及び預金	61,428	58,449
受取手形及び売掛金	36,088	35,969
有価証券	4,500	4,500
たな卸資産	13,952	12,485
繰延税金資産	2,772	2,724
その他	1,681	1,909
貸倒引当金	△75	△46
固定資産	**68,650**	**70,340**
有形固定資産	**17,187**	**16,023**
建物及び構築物	7,082	7,340
機械装置及び運搬具	3,131	2,851
土地	3,380	3,380
リース資産	675	582
その他	2,915	1,867
無形固定資産	**5,334**	**5,582**
のれん	3,542	4,023
その他	1,792	1,558
投資その他の資産	**46,128**	**48,735**
投資有価証券	39,656	41,580
長期貸付金	643	668
繰延税金資産	321	318
投資不動産	2,992	3,025
その他	2,653	3,275
貸倒引当金	△139	△133
資産合計	**188,997**	**186,331**

科　目	第98期	第97期（ご参考）
（負債の部）		
流動負債	**36,481**	**35,890**
支払手形及び買掛金	7,141	10,239
電子記録債務	6,519	3,282
短期借入金	181	40
未払金	14,417	12,723
リース債務	66	82
未払法人税等	1,788	3,191
未払消費税等	751	1,476
返品調整引当金	1,478	1,272
賞与引当金	1,996	1,915
資産除去債務	24	19
その他	2,114	1,646
固定負債	**10,492**	**10,829**
リース債務	618	513
退職給付に係る負債	4,477	5,496
役員退職慰労引当金	31	27
資産除去債務	86	90
その他	5,277	4,702
負債合計	**46,974**	**46,720**
（純資産の部）		
株主資本	**132,710**	**129,320**
資本金	**3,450**	**3,450**
資本剰余金	**4,953**	**4,219**
利益剰余金	**137,486**	**127,858**
自己株式	**△13,179**	**△6,207**
その他の包括利益累計額	**9,163**	**10,076**
その他有価証券評価差額金	**8,860**	**7,553**
繰延ヘッジ損益	**△38**	**1,359**
為替換算調整勘定	**1,668**	**1,874**
退職給付に係る調整累計額	**△1,327**	**△710**
新株予約権	**75**	**191**
非支配株主持分	**75**	**22**
純資産合計	**142,023**	**139,611**
負債及び純資産合計	**188,997**	**186,331**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2015年４月１日から2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	第98期	第97期（ご参考）
売上高	**137,211**	**128,344**
売上原価	**57,518**	**54,718**
売上総利益	**79,693**	**73,626**
販売費及び一般管理費	**61,432**	**55,708**
営業利益	**18,260**	**17,917**
営業外収益	**1,537**	**1,965**
受取利息	267	229
受取配当金	371	322
受取ロイヤリティー	327	719
不動産賃貸料	290	285
為替差益	–	142
その他	281	265
営業外費用	**1,847**	**1,039**
支払利息	33	22
売上割引	688	690
不動産賃貸原価	70	76
持分法による投資損失	607	150
為替差損	222	–
その他	226	99
経常利益	**17,949**	**18,843**
特別利益	**1,395**	**1,349**
固定資産売却益	8	0
投資有価証券売却益	7	1,013
関係会社株式売却益	1,378	–
事業整理損失引当金戻入額	–	179
受取補償金	–	155
その他	0	–
特別損失	**589**	**136**
固定資産処分損	85	82
減損損失	126	20
事業整理損	110	–
関係会社株式評価損	50	–
製品不良関連損失	195	23
その他	22	9
税金等調整前当期純利益	**18,755**	**20,056**
法人税、住民税及び事業税	4,915	5,911
法人税等調整額	384	1,696
法人税等合計	5,300	7,608
当期純利益	**13,455**	**12,448**
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△10	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	**13,466**	**12,448**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2016年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	第98期	第97期（ご参考）
（資産の部）		
流動資産	**99,547**	**96,031**
現金及び預金	52,595	50,913
受取手形	21	29
売掛金	31,438	30,013
有価証券	4,500	4,500
製品・商品	4,892	5,723
仕掛品	381	324
原材料・貯蔵品	569	611
前払費用	568	620
繰延税金資産	1,770	1,781
関係会社短期貸付金	2,339	1,008
その他	575	520
貸倒引当金	△105	△16
固定資産	**72,029**	**71,344**
有形固定資産	**7,337**	**7,321**
建物	2,952	3,113
構築物	117	124
機械装置	322	356
工具器具備品	968	902
土地	2,043	2,043
リース資産	655	533
その他	278	248
無形固定資産	**1,313**	**1,168**
ソフトウェア	977	901
その他	336	266
投資その他の資産	**63,378**	**62,855**
投資有価証券・出資金	38,881	37,264
関係会社株式	17,150	17,160
関係会社出資金	2,195	2,195
長期貸付金	19	21
関係会社長期貸付金	2,230	2,148
長期前払費用	46	1,139
投資不動産	2,253	2,263
その他	1,583	1,550
貸倒引当金	△983	△890
資産合計	**171,577**	**167,376**

科　目	第98期	第97期（ご参考）
（負債の部）		
流動負債	**35,163**	**35,478**
支払手形	640	1,118
買掛金	10,313	10,804
電子記録債務	3,162	1,752
関係会社短期借入金	4,583	5,585
リース債務	57	46
未払金	11,940	10,699
未払費用	673	663
未払法人税等	1,050	1,956
未払消費税等	442	836
預り金	107	94
賞与引当金	1,348	1,299
返品調整引当金	757	600
資産除去債務	24	19
その他	60	2
固定負債	**7,409**	**8,868**
預り保証金	465	467
リース債務	607	497
繰延税金負債	2,933	2,232
長期未払金	1,442	1,437
退職給付引当金	1,869	4,146
その他	90	86
負債合計	**42,572**	**44,346**
（純資産の部）		
株主資本	**120,182**	**115,215**
資本金	**3,450**	**3,450**
資本剰余金	**4,953**	**4,219**
資本準備金	4,183	4,183
その他資本剰余金	769	35
利益剰余金	**124,958**	**113,753**
利益準備金	340	340
その他利益剰余金	124,618	113,413
開発積立金	330	330
別途積立金	111,192	104,092
繰越利益剰余金	13,096	8,990
自己株式	**△13,179**	**△6,207**
評価・換算差額等	**8,746**	**7,623**
その他有価証券評価差額金	**8,784**	**7,474**
繰延ヘッジ損益	**△38**	**148**
新株予約権	**75**	**191**
純資産合計	**129,004**	**123,029**
負債及び純資産合計	**171,577**	**167,376**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2015年４月１日から2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	第98期	第97期（ご参考）
売上高	**118,528**	**111,502**
売上原価	**55,254**	**52,620**
売上総利益	**63,274**	**58,881**
販売費及び一般管理費	**48,614**	**45,632**
営業利益	**14,660**	**13,249**
営業外収益	**3,384**	**3,771**
受取利息	255	237
受取配当金	2,107	1,958
受取ロイヤリティー	361	757
不動産賃貸料	453	442
その他賃貸料	15	16
その他	191	358
営業外費用	**1,227**	**832**
支払利息	23	22
売上割引	576	556
不動産賃貸原価	140	157
その他賃貸原価	15	16
為替差損	136	－
その他	334	79
経常利益	**16,817**	**16,188**
特別利益	**2,949**	**159**
関係会社株式売却益	2,941	－
投資有価証券売却益	7	－
その他	0	159
特別損失	**388**	**68**
固定資産処分損	27	31
関係会社株式評価損	50	－
減損損失	112	5
製品不良関連損失	194	23
その他	3	7
税引前当期純利益	**19,378**	**16,278**
法人税、住民税及び事業税	3,873	4,539
法人税等調整額	460	1,186
当期純利益	**15,044**	**10,552**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年５月13日

小林製薬株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　原　健　二　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　押　谷　崇　雄　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、小林製薬株式会社の2015年４月１日から2016年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小林製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年５月13日

小林製薬株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　原　健　二　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　押　谷　崇　雄　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、小林製薬株式会社の2015年４月１日から2016年３月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2015年４月１日から2016年３月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている当該事業年度に係る内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③当該事業年度に係る内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該事業年度に係る内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2016年5月20日

小林製薬株式会社　監査役会

常勤監査役	後　藤　　寛	㊞
常勤監査役	香　月　一　幸	㊞
社外監査役	酒　井　竜　児	㊞
社外監査役	八　田　陽　子	㊞

以　上

メモ

■ 会社概要（2016年3月31日現在）

社名	小林製薬株式会社
本社所在地	大阪市中央区道修町四丁目4番10号
創立	1919年（大正8年）8月22日
資本金	34億5千万円
代表取締役社長	小林 章浩
主な事業内容	医薬品、トイレタリー製品等の製造販売
従業員数	1,154名（グループ合計2,804名）
ホームページ	http://www.kobayashi.co.jp

■ 株主メモ

決算期	3月31日（12月31日）
定時株主総会	6月（3月）
基準日	3月31日（12月31日）
中間配当金受領株主確定日	9月30日（6月30日）
期末配当金受領株主確定日	3月31日（12月31日）
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 TEL 0120-094-777（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部
証券コード	4967
公告掲載URL	http://www.kobayashi.co.jp（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。）

（注）第98期定時株主総会において、事業年度を変更するための定款一部変更を付議いたします。
承認可決いただきましたら、決算期、定時株主総会、基準日、配当金受領株主確定日は、カッコ内のとおり変更となります。
なお、第99期事業年度の中間配当金受領株主確定日は2016年9月30日となります。

株主総会会場ご案内図

会　　場：大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ　2階「レ・ルミエール」
電話番号：(06) 6308-1155

駐車券のご用意はいたしておりませんので、できるだけ、公共交通機関をご利用ください。

ＪＲご利用の場合

▶ＪＲ「新大阪駅」(正面口)から徒歩約５分



JR「新大阪駅」在来線（**東改札口**）を出て右へ進む。

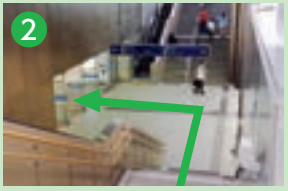

２階に下り、左へ進む。

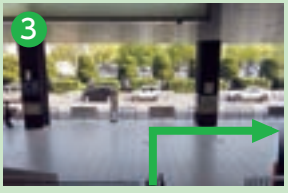

１階の正面口を出て右へ進む。



横断歩道を渡り直進する。

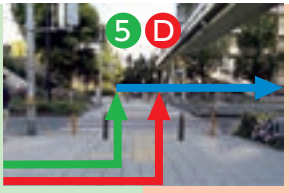

高架をくぐり、横断歩道を渡り右へ進む。



地下鉄御堂筋線ご利用の場合

▶大阪市営地下鉄御堂筋線「新大阪駅」（７番出口）から徒歩約３分



御堂筋線「新大阪駅」(**７番出口**)を出て左へ進む。



突き当たりを左へ進む。



高架をくぐり、線路沿いに右へ進む。

小林製薬株式会社

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK